

## 就学援助制度のお知らせ

我孫子市教育委員会

小中学校に在学する児童生徒のご家庭で、経済的理由により就学費用のお支払いが困難な保護者の方に、就学費用の一部を援助しています。

制度や申請方法の詳細は、市ホームページ（右記QRコードよりアクセス）もご確認ください。申請書の記入見本もあります。



### 1. 対象となる方

#### ① 要保護者

- ・生活保護を受給している方（修学旅行費のみ対象）

#### ② 準要保護者

- ・世帯の所得が生活保護に準ずる程度のため生活が困難な方（下表参照）
- ・市県民税が非課税の方（住居財産譲渡損失による非課税を除く）
- ・児童扶養手当を受給している方
- ・その他、事情により援助が必要と認められる方

#### 《認定基準の参考例》

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人
前年の世帯全員の 総所得額	約 230 万円	約 290 万円	約 350 万円	約 410 万円	約 455 万円

\* 上記は生活保護基準を基に算出しており、世帯構成や家賃の有無によって異なります。あくまで参考例です。お困りの方、お悩みの方はご申請ください。

### 2. 申請方法

- ・「就学援助受給申請書」を学校に提出してください。
- ・申請の際に添付書類が必要になる場合があります。詳しくは申請書をご確認ください。
- ・小学校と中学校に兄弟が分かれる場合は、それぞれ別に申請が必要です。
- ・就学援助は毎年申請が必要です。年度当初分からの支給をご希望の方は、4月25日（金）（※一次締切り）までに申請書を提出してください。
- ・申請はいつでも受け付けています。一次締切り後は、受け付けた月から月割り額での支給になります。

### 3. 支給額

#### ①要保護者（生活保護世帯）

費目	小学校	中学校	備考
修学旅行費	実費	実費	小学6年生、中学3年生

#### ②準要保護者（1年分の額です。年度途中の認定は月割となります。）

費目	小学校	中学校	備考
入学準備金 または 新入学児童生徒 学用品費	新小1 (入学前) 57,060円	新中1 (小6卒業時) 63,000円	新入学前の3月 または 入学後の1学期末に支給
学用品費	11,630円	22,730円	全学年
通学用品費	2,270円	2,270円	1年生以外
修学旅行費	実費	実費	小学6年生、中学3年生
校外活動費	2,500円	2,500円	左記の金額以内で実費
校外活動費(宿泊 を伴うもの)	実費	実費	小学5年生、中学2年生
給食費(月額)	4,500円/月	5,750円/月	牛乳有無や欠席・停止状況 により異なります。
児童・生徒会費	1,000円	1,000円	左記の金額以内で実費
PTA会費	3,000円	3,000円	左記の金額以内で実費 世帯ごとに支給
クラブ費・部活動費	3,000円	6,000円	左記の金額以内で実費
医療費	300円	300円	学校から治療指示があるもの

### 4. 注意事項・その他

- ・申請の際は、収入の有無に関係なく、事前に確定申告（所得税・住民税の申告）  
または年末調整を行ってください。申告状況の確認が出来なかった場合、**申請日  
にかかわらず確認ができた時点からの認定となる場合があります。**
- ・市ホームページ（冒頭QRコードよりアクセス）に制度の詳細や申請書の記入  
見本があります。申請前にご確認ください。
- ・支給は、各学期末に学校から保護者の口座に振り込みます。（8・12・3月頃）
- ・一次締切りまでに申請した方は、日本スポーツ振興センター災害共済掛け金  
が免除されます。